

雇用保険受給者の皆さまへ

緊急事態宣言解除に伴う失業の認定手続きについて

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言が解除されましたが、「3密」を防ぐためにも、郵送による失業認定を行います。手続きの方法は下記をご確認ください。今回の手続きは感染拡大防止のため、**緊急事態宣言解除後最初の認定日(令和3年10月28日)までの**限定的な取扱いとなりますのでご了承ください。ただし、**高齢(概ね60歳以上)である受給者の方、基礎疾患を有する受給者の方、妊娠中である受給者の方**は令和3年10月29日以降の認定日についても引き続き郵送による証明認定が可能です。

1 郵送による証明認定を行うことができます。

【送っていただくもの】

雇用保険受給資格者証(初回認定日等で雇用保険受給資格者証がお手元がない方は、下記 ~ を送付してください。)

失業認定申告書

本人宛返信用封筒

不足書類(写真など)があった方は、一緒に送付してください

郵送事故防止のため、特定記録などをご郵送いただきますようお願いいたします。

【留意事項】

「雇用保険受給資格者のしおり」のP30~P35をご確認いただき、記入漏れがないよう注意してください。(初回認定日等で支給番号が不明な方は支給番号の欄は空欄で結構です。)

日付は指定された失業認定日の日付を記入していただき、認定日からおおむね1週間の間に発送してください。認定日の日付より前には、ご提出いただけません。

記載内容について、お電話で確認させていただくことがありますので、備考欄に「日中連絡がつく電話番号」を記入してください。

求職活動ができなかった場合には、失業認定申告書の3欄の(イ)に をし、「**新型コロナウイルスの感染防止のため求職活動が行えなかった**」と記入してください。

緊急事態宣言発令中の期間が今回の認定期間に含まれている方及び「郵送による証明認定」を受ける方は、求職活動実績の基準を適用せずに失業給付金を受けることができます。

また、現在指定されている失業認定日に来所いただき、失業の認定手続きを行うことも可能です。なお、ハローワークの窓口は大変混雑をいたしますので、十分な感染予防対策をお願いします。

感染拡大等の状況により、この取り扱いが変更となる場合があります。

雇用保険の基本手当等(いわゆる通常の失業給付や高齢者求職者給付金等)の最初の手続き(受給資格の決定といえます)については、住居を管轄するハローワークに来所いただく必要があります。くわしくは、[こちらを参照してください](#)。

また、スマートフォンなどインターネット環境のある方は、事前にハローワークインターネットサービスで求職申込みの仮登録をしていただくと、手続きの時間が短縮できます。(手続きにかかるデータ通信料等についてはすべてご本人の負担となりますことをご了承ください)。くわしくは、[こちらを参照してください](#)。